

土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等について

土砂災害防止対策基本指針の作成〔国土交通省〕

基礎調査の実施〔都道府県〕

- ・ 地形、地質、土地利用状況等を踏まえて、区域指定及び土砂災害防止対策に必要な机上及び現地調査を実施（机上で地形図・航空写真等を用いて土砂災害のおそれのある箇所を抽出し、現地調査により区域の範囲を設定する。）
- ・ 基礎調査を基にして、区域指定の案を図示する形でとりまとめ
- ・ 基礎調査の結果を公表（住民の危険性の認識と、指定促進のため。）

区域の指定〔都道府県〕

土砂災害警戒区域

○土砂災害による被害を防止・軽減するため、危険の周知、警戒避難体制の整備を行う区域

- 警戒避難体制の整備【市町村等】
- ハザードマップの配布【市町村等】
- 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成等【施設管理者】

土砂災害ハザードマップの作成・配布
（茨城県鉾田市）



住民の避難訓練状況
（沖縄県浦添市）

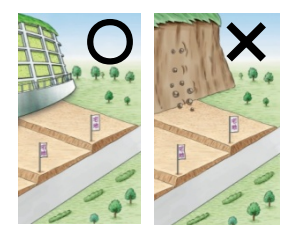


土砂災害特別警戒区域

○避難に配慮を要する方々が利用する要配慮者利用施設等が新たに土砂災害の危険性の高い区域に立地することを未然に防止するため、開発段階から規制していく必要性が特に高いものに対象を限定し、特定の開発行為を許可制とするなどの制限や建築物の構造規制等を行う区域。

- 特定開発行為に対する制限【都道府県】
- 建築物の構造規制【都道府県または市町村】
- 建築物の移転等の勧告【都道府県】

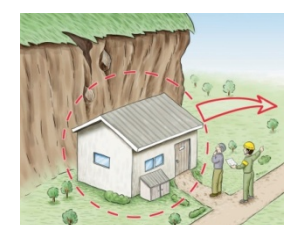
特定開発行為に対する許可制



建築物の構造規制



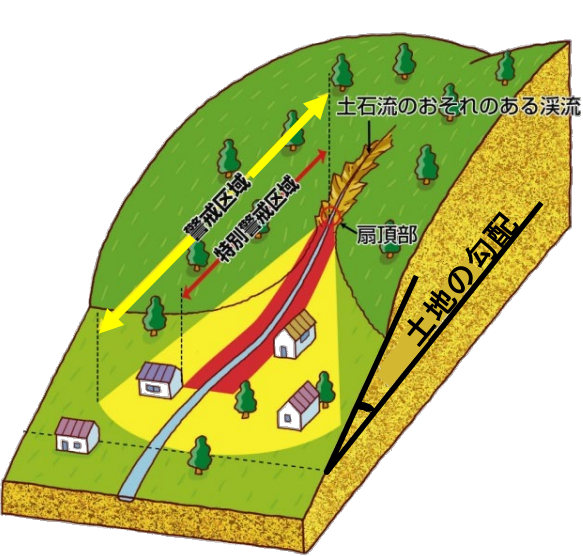
建築物の移転等の勧告



土砂災害警戒区域

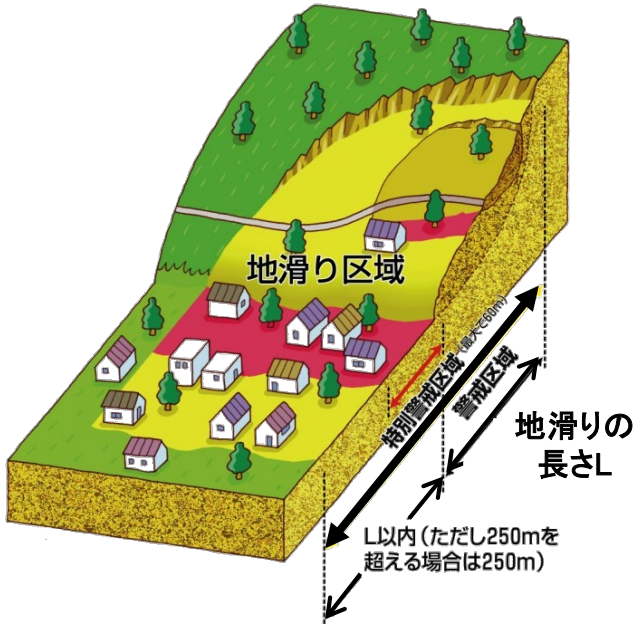
土石流

※山腹が崩壊して生じた土石等又は
渓流の土石等が水と一体となって流下
する自然現象



地滑り

※土地の一部が地下水等に起因して滑る自然現象又はこれに伴って移動する自然現象

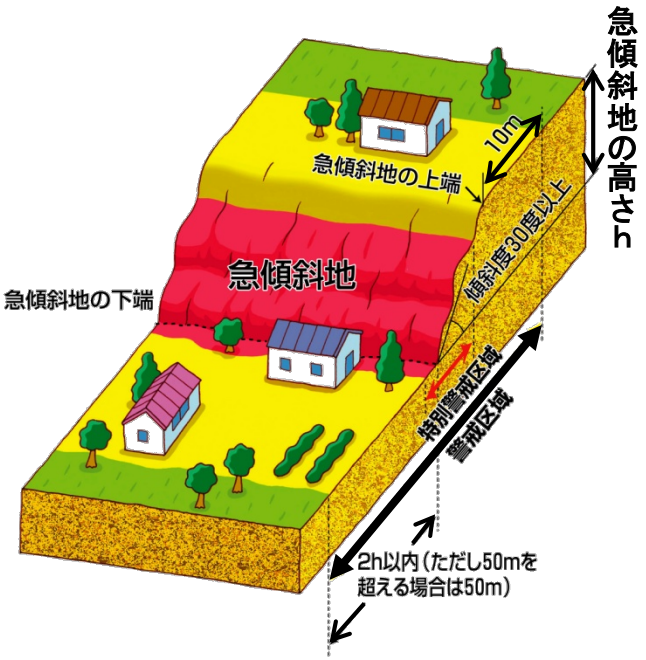


・地滑りの長さの2倍以内^{※1}

※1 ただし250mを超える場合は250m

急傾斜地の崩壊

※傾斜度が30°以上である土地が崩壊する自然現象



・急傾斜地の上端から10m^{※2}
・急傾斜地の下端から高さの2倍以内

※2 ただし50mを超える場合は50m

・土地の勾配2度以上

山地災害危険地区について

山地災害危険地区とは、山地に起因する山腹の崩壊、地すべり、崩壊土砂の流出により、
①地形、地質特性等からみてその発生危険度が一定の基準以上のもので
②官公署、学校、病院、道路等の施設や人家等に直接被害を与えるおそれのある地区
を国（国有林）及び都道府県（民有林）が調査把握したもの。

●平成29年末現在、全国で約19万4千箇所を把握。

山腹崩壊危険地区
(7万9千箇所)



地すべり危険地区
(6千箇所)



崩壊土砂流出危険地区
(10万9千箇所)



山地災害危険地区 の活用方法

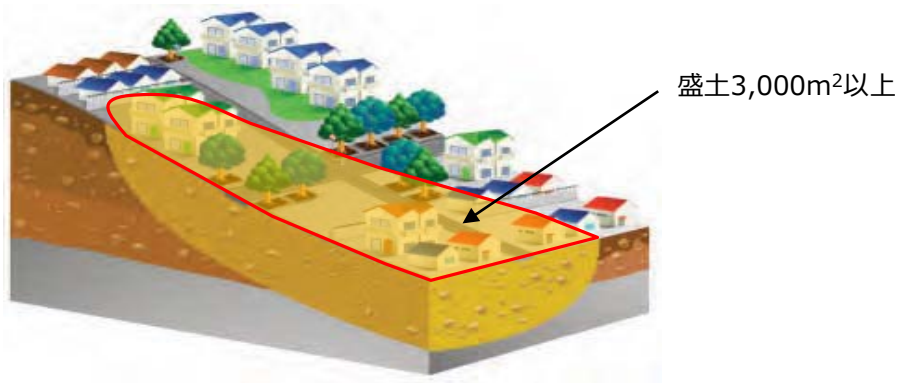
発生危険度や公共施設等の種類・規模を踏まえ、

- 治山事業実施箇所の選定や優先度の判断のための要素
- 市町村における警戒避難体制の整備のための基礎情報

○大規模盛土造成地の要件

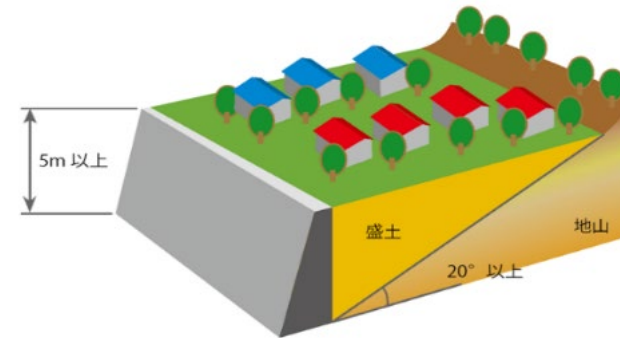
以下の要件に該当する一団の造成宅地（これに附帯する道路その他の土地を含む。）

① 盛土の面積が3,000㎡以上



谷埋め型大規模盛土造成地（イメージ）

② 盛土をする前の地盤面の水平面に対する角度が20度以上で、かつ、盛土の高さが5m以上



②腹付け型大規模盛土造成地（イメージ）

参考）宅地造成等規制法第二条第一号

宅地 農地、採草放牧地及び森林並びに道路、公園、河川その他政令で定める公共の用に供する施設の用に供されている土地以外の土地をいう。